

高知県産業人材定着支援基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県産業人材定着支援基金条例（平成28年高知県条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき、支援金（条例第5条に規定する支援金をいう。以下同じ。）の交付その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育施設)

第2条 条例第5条第1号の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第1項の大学と同等以上の教育施設として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第104条第1項の大学に置かれる専攻科、大学院の修士課程（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条の修士課程をいい、同令第4条第4項の前期2年の課程及び同項ただし書の2年を超えるものとした前期の課程を含む。）又は大学院のうち専門職大学院
- (2) 法第108条第2項の大学又は法第115条第1項の高等専門学校に置かれる専攻科（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項に規定する専攻科として独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認定したものに限る。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程

(卒業の時期の特例)

第3条 法第104条第1項の大学に置かれる大学院の博士課程（大学院設置基準第4条の博士課程をいう。以下同じ。）を修了した者の学位規則第4条第1項の規定による博士の学位の取得（大学院設置基準第17条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する博士課程の修了の要件のうち大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することの要件のみを満たさなかった者が大学院を退学することを含む。）については、条例第5条第2号、第7条第1項第1号及び第9条第1項第1号に掲げる大学等（条例第5条第1号に規定する大学等をいう。以下同じ。）を卒業後6月以内である要件に係る卒業とみなす。

(公務員等の除外)

第4条 条例第5条第2号に規定する就職には、国、公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人をいう。以下この条において同じ。）、公庫等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等をいい、公共法人を除く。以下この条において同じ。）又は国若しくは普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人、一般財団法人若しくは株式会社（公共法人及び公庫等

を除く。)の職員となることを含まないものとする。

(支援金の総額の限度)

第5条 条例第6条第3項の大学等の在学中に貸与を受けた学資貸与金(条例第5条に規定する学資貸与金をいう。以下同じ。)の総額の算定に当たっては、大学等の在学中に学資貸与金の貸与を受けた期間のうち72月に係る学資貸与金の総額を限度とする。この場合において、当該72月の決定については、知事が別に定める。

2 前項の規定により大学等の在学中に学資貸与金の貸与を受けた期間が72月を超えていた場合において学資貸与金の総額の限度とする72月が決定されたときは、条例第6条第1項に規定する返還月額及び返還想定月額は、当該72月に係る学資貸与金の返還に係るものに限り対象とするものとする。

3 条例第6条第3項の25,000円に乘じる月数は、大学等の在学中に学資貸与金の貸与を受けた期間のうち72月を限度とする。

(支援候補者の申請手続)

第6条 条例第7条第1項の支援候補者(条例第5条第4号に規定する支援候補者をいう。以下同じ。)の決定を受けようとする者は、別記第1号様式による支援候補者資格申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) 大学等の成績証明書(機構(条例第1条に規定する機構をいう。以下同じ。)から学資貸与金の貸与を受けていた間のもの及び卒業時の直近のものに限る。)及び第3条の規定の適用を受ける者にあつては、博士課程での直近の成績証明書

(2) 機構が発行した貸与奨学金返還確認票の写し(機構から貸与を受けた学資貸与金の総額及び条例第6条第1項に規定する返還想定月額を確認することができるものを含む。)及び申請前から学資貸与金を返還している者にあつては、機構への学資貸与金の返還状況を証明する書類

(3) 条例第5条第2号に規定する会社又は個人事業者(第12条第2号において「会社等」という。)への就職を予定している者にあつては、内定通知書の写しその他県内において就職(条例第5条第2号に規定する就職をいう。第8条第1項において同じ。)をすることを証明する書類

(4) 県内において自ら事業を開始しようとする者にあつては、そのことを確認することができる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項に規定する申請の期限によることが困難であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に期限を定めるものとする。

(支援候補者の決定等の通知)

第7条 知事は、条例第7条第2項の規定による申請を受理した

ときは、別に定める方法により選考の上、支援候補者として決定した者にあつては別記第2号様式による支援候補者資格承認決定通知書により、支援候補者として決定しなかつた者にあつては別記第3号様式による支援候補者資格不承認決定通知書により、速やかにその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(就職時等の報告書の提出)

第8条 条例第7条第1項の規定により支援候補者として決定を受けた者は、県内において就職をしたとき(当該決定を受けたときに、現に県内において就職をしている場合を含む。)にあつては別記第4号様式による就業開始報告書を、機構への学資貸与金の返還を開始したときにあつては別記第5号様式による学資貸与金返還開始報告書をそれぞれ知事に提出しなければならない。

2 前項の就業開始報告書には、住民票の写しを添えなければならない。

(毎年度の報告手続)

第9条 条例第8条第1項の規定による知事への報告は、別記第6号様式による現況報告書により前年度における就業状況及び機構への学資貸与金の返還状況について4月末日までにしなければならない。

(変更等の届出手続等)

第10条 条例第8条第2項の規定による知事への届出は、次の各号のいずれかに該当した場合において、別記第7号様式による変更等届出書によりしなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 病気その他の理由により1月以上継続して休職したとき。

(3) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により産前産後の休業をするとき。

(4) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条第1項の規定に基づき育児休業をするとき。

(5) 離職したとき(離職の原因が雇用されていた会社が倒産し、又は個人事業者が廃業したことに伴うものである場合を含む。)

(6) 機構から学資貸与金の返還を猶予されたとき。

(7) 機構から前号の猶予を取り消されたとき。

(8) 機構から学資貸与金の返還を免除されたとき。

(9) 第8条第1項の就業開始報告書により報告した事項に変更が生じたとき。

(10) 第8条第1項の学資貸与金返還開始報告書により報告した事項に変更が生じたとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、条例第8条第1項の規定により報告した事項に変更が生じたとき。

2 知事は、前項の届出があった場合において、当該届出の内容等を確認する必要があると認めるときは、住民票の写しその他必要な書類の添付を求めることができる。

3 支援候補者は、支援金の交付を辞退しようとするときは、別記第8号様式による支援金交付辞退届を知事に提出しなければならない。

(支援候補者の資格の取消しの通知)

第11条 知事は、条例第9条第1項の規定に基づき支援候補者の資格を取り消したときは、別記第9号様式による支援候補者資格取消し通知書により直ちに当該支援候補者に通知するものとする。

(支援金の交付の申請手続)

第12条 条例第10条第1項の規定により支援金の交付を受けようとする支援候補者は、別記第10号様式による支援金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、就業期間(条例第6条第1項に規定する就業期間をいう。以下この条において同じ。)が4年又は8年に達した日から3月以内に知事に提出しなければならない。

(1) 機構への学資貸与金の返還状況を証明する書類

(2) 会社等に雇用されている支援候補者にあつては、会社等が作成した継続雇用を証明する書類

(3) 自ら事業を営む支援候補者にあつては、当該事業を開始した年度(就業期間が8年に達した日後の申請にあつては、就業期間が4年に達した日後の申請において提出した年度のものの次年度)から支援金の交付を受けようとする年度の前年度までの確定申告書の控えの写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(支援金の交付の決定の通知)

第13条 知事は、条例第10条第1項の規定による支援金の交付を決定したときは、別記第11号様式による支援金交付決定通知書により速やかに当該支援候補者に通知するものとする。

(支援金の交付の取消しの通知)

第14条 知事は、条例第11条の規定に基づき支援金の交付を取り消したときは、別記第12号様式による支援金交付決定取消し通知書により直ちに当該被交付者(同条に規定する被交付者をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(支援金の返還の猶予の手続)

第15条 条例第12条第1項の規定に基づき支援金の返還の猶予を受けようとする被交付者は、別記第13号様式による支援金返還猶予承認申請書を前条の通知を受けた日から10日以内に知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の支援金返還猶予承認申請書を受理した場合において、支援金の返還の猶予を承認したときは、別記第14号様式による支援金返還猶予承認通知書により速やかに当該被交付

者に通知するものとする。ただし、当該支援金の返還を猶予することができる期間は、前項の規定による申請を受理した日から3年を超えることができない。

(支援金の分割返還の申請等)

第16条 条例第12条第2項の規定に基づき支援金の返還の分割納付をしようとする被交付者は、別記第15号様式による支援金返還分割納付承認申請書を前条第2項の支援金返還猶予承認通知書を受け取った日から10日以内に知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の支援金返還分割納付承認申請書を受理した場合において、支援金の返還の分割納付を承認したときは、別記第16号様式による支援金返還分割納付承認通知書により速やかに当該被交付者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた被交付者は、前条第2項の通知により支援金の返還を猶予された期間内に、半年賦の均等払方式により当該支援金を返還しなければならない。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

4 支援金の返還の分割納付に伴う利息は、これを付さないものとする。

(延滞利子)

第17条 条例第13条第1項の規定により延滞利子を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるとき又は延滞利子の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。

2 条例第13条第3項の規定に基づき延滞利子を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 災害等の理由により返還すべき日までに支援金を返還することができなかつたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、返還すべき日までに支援金を返還することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

3 条例第13条第3項の規定に基づく延滞利子の減額又は免除は、知事が特に認めるときを除き、延滞利子の減額又は免除を受けようとする被交付者(当該債務を相続した者を含む。)からの申請により行うものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、支援金の交付その他条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県産業人材定着支援基金条例施行規則